



VI	6-6
557	601

寫

庶發第516號

昭和26年7月23日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長
龜山直人

行政機構の改革に關し試験研究機關
について(要望)

本会議は、政府が今回の行政機構の改革に當り、試験研究機関について、特に下記の點に留意されるよう要望します。

記

わが國の自主再建の基礎は、これを科学技術に置き、その振興とその應用工業化を積極的に實施し、産業の合理化、貿易の振興を強力に推進しなければならないことはいうまでもないが、そのためには、政府所管の各種試験研究施設を整備充實して、それぞれの使命を完うさせることが不可欠の要件である。

これらの試験研究機関のうち

第一に、政府が實質上實施する事業(例えば通信、鐵道等)

に關するものは、その事業の改善向上を圖るために必要であることとはいうまでもなかろう。

第二に、度量、計量等、あるいは公衆衛生等に關する事項のように、國として行うべき事務事業に關するものは、その事務事業の遺憾なき遂行を期すために必要な試験研究を行う施設として早くべからざるものである。

第三に、政府が直接實施する事業ではなくても、例えは農業、中小工業等極めて多数の國民が従事する事業に關するものもまた必要欠くべからざるものである。けだし、かような事業の能率的な發達、生産の増大を圖るためには、政府みずからがこれらの事業に關する諸原理及びその應用に關する試験研究を實施し、その成果に基いて指導し、普及を圖る他に途がないからである。

第四に、大規模な工業技術についての應用工業化に關するものもまた、少くとも今日のわが國においては、到底これを廢止し得ないものである。けだし、かような科学技術の應用工業化に關する研究は、一方、科学技術の基礎的研究を主眼とする大学の研究施設によつては達成し得ないものであり。他方、財閥の解体した今日のわが國の民間企業者に期待し得ないものであるが、しかも、わが國の再建の成否の重要な部分はここにかかるといふ

天野 385

VI-557

も過言ではなく。その試験研究は一日もゆるがせにすること
はできないものだからである。

従つて、行政機構改革にあたつては、政府所管の各種試験研
究機關の性格と使命にかんがみ、國全体としての科学の振興、
産業の發達に支障を來さず、ますますこれを振興させるよう
に措置されることが必要である。